

平成30年12月7日

政党交付金の返還

本日、平成30年解散支部分使途等報告書の要旨公表に伴い、平成30年までに交付した政党交付金のうち未使用分（解散した政党支部の支部基金の残高）について、国民民主党^(※)に対し、政党助成法第33条第2項の規定に基づき、返還手続を行うこととしました。

記

政党交付金の返還額：80,577,707円

(返還額の内訳)

民進党参議院比例区第6総支部	12,386,951円
民進党参議院比例区第7総支部	13,804,816円
民進党参議院比例区第40総支部	6,796,417円
民進党参議院比例区第45総支部	9,626,999円
民進党参議院比例区第63総支部	4,483,495円
民進党参議院比例区第69総支部	3,609,223円
民進党東京都参議院選挙区第3総支部	29,869,806円

(※) 国民民主党は、平成30年5月7日に民進党から党名を変更しました。

(連絡先) 自治行政局選挙部政党助成室
担当：神林補佐、大塚主査
電話：(代表) 03-5253-5111
(内線) 23192、23195
(直通) 03-5253-5582
(FAX) 03-5253-5583
(E-mail) senkyo.shikin@soumu.go.jp